

今後の町営住宅管理運営委員会の方針について

- 長南町町営住宅管理運営委員会設置条例
(目的)

第一条 この条例は、町営住宅の貸付の公正を図り使用許可について審議すること及び町営住宅の今後のあり方について検討することを目的とする。

※前回の運営委員会にて全ての町営住宅を廃止する方針となっております、よってこれから貸付することは基本的でないため、第一条は目的を達しております。

(委員会)

第二条 町営住宅の入居者の選考について必要と認める事項及び町営住宅の今後のあり方について、町長の諮問に応じ意見を具申するため、長南町管理運営委員会を設置する。

※第一条と同じですが、前回の運営委員会にて全ての町営住宅を廃止する方針となっており、第二条は目的を達しており、審議すべき議案がない限り委員会開催はしないこととします。